

2025年6月13日

各 位

株式会社 山口フィナンシャルグループ
株式会社 山 口 銀 行

「遺言サポートサービス」の取扱開始について

山口フィナンシャルグループ（代表取締役社長CEO 椋梨 敬介）の子会社である山口銀行（頭取 曾我 徳将）は、お客さまの大切な資産を円滑に承継するための新サービスとして「遺言サポートサービス」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

本サービスでは、当行が地域の専門家（弁護士・司法書士・税理士・行政書士等）と連携し、最適な遺言書の作成に向け総合的にサポートいたします。

記

1. サービス概要（※詳細は別添チラシをご参照ください。）

項目	概要
現状の確認・分析	ご家族構成や資産状況を整理し、課題を明確にします
納税資金のご確認	相続時に必要となる納税資金の目安を確認します
資産配分のご提案	ご希望に沿った資産の分け方をご提案します
財産台帳の作成	所有する財産を一覧にまとめます
遺言書作成の支援	遺言書に係る提案書をご提示し、作成を支援します

2. ご利用料金

275,000円（税込）

※別途ご負担いただく費用（専門家報酬、公証人手数料、証人費用、戸籍謄本・固定資産税納税通知書等の代理取得費用、遺言執行手数料等）がございます。

3. 取扱開始

2025年6月13日（金）

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

山口フィナンシャルグループ 資産サポート室
担当：鈴木 TEL：080-4784-8769
担当：落合 TEL：080-7261-7723

遺言サポートサービス

遺言は、大切なご家族や周りの方へ 思いやりや愛情を確実に伝えるメッセージです。
そのため、当行の「遺言サポートサービス」では、単に遺言書の作成をお手伝いするだけに留まらず、お客様が後悔しない最適な遺言を作成するため、トータルでご支援いたします。

遺言サポートサービスとは

お客さまの現状や遺言に関する希望を確認し、遺言内容のアドバイスや提案を行うサービスです。
「遺言内容にアドバイスが欲しい」「自分の家族や親族の状況に最適な『遺言書』を作ってほしい」といった方にお勧めのサポートとなっております。

＼ 専門家 が作成 ／

ご相談



資産承継
に関する
総合提案



分割設計



遺言案作成



公正証書化

特長1

資産の総合的な
サポート

特長2

お客様のお悩みに
合わせた承継設計

特長3

資産承継に精通した
専門家を紹介します

具体的なサポート内容

- 相談者の現状や希望、目的の確認
- 遺言内容のアドバイスや提案
- 附帯する相談者の資産承継に関する提案・相談支援
- 予備的遺言や付言事項の確認 など

サポート料金

相続財産の価額	ご利用料金	変更手数料	遺言書変更手数料
一律	275,000円(税込)	変更毎	55,000円(税込)

※ 遺言作成にあたって、専門家費用、公正証書作成費用等は別途ご負担いただきます。

※ 推定相続人の確認時、戸籍等を取得する際は、実費が別途発生いたします。

この世界で、
この物で、
このはぶん。

YMfg



山口銀行

遺言の種類

遺言には一般的に「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。

● 自筆証書遺言



自筆証書遺言とは、本人が本文の全文・日付・氏名を自筆で書いた書面に捺印したものです。用紙は何でも構いませんが、ワープロ文字や代筆は認められず、必ず自分で書くことが必要となります。

● 公正証書遺言



公正証書遺言とは、遺言者本人が公証役場に出向き、証人2人以上の立会いのもとで、遺言の内容を話し、公証人が筆記します。そして公証人は、記録した文章を本人と証人に読み聞かせたり、閲覧させたりして筆記の正確さを確認し、それぞれの署名・捺印を求めます。これに、公正証書遺言の形式に従って作成した旨を公証人が記載し、署名・捺印して完成します。



自筆証書遺言は、「形式に不備があると無効となる」「紛失や偽造・変造、隠匿のおそれがある」などのリスクがあります。そのため、遺言の内容を実現するために、当行では公正証書遺言の作成をご案内いたします。

自筆証書遺言と公正証書遺言の比較

	自筆証書遺言	公正証書遺言
概要	自筆で遺言書を作成し、日付・氏名を記入の上、捺印する	公証役場で、証人2名の立ち会いのもと遺言内容を公証人に申し述べ、公証人が遺言書を作成する
メリット	- 手軽でいつでもどこでも書ける - 費用がかからない - 誰にも知られずに作成できる	- 公文書として、強力な効力をもつ - 家庭裁判所での検認手続きが不要 - 死後、すぐに遺言の内容を実行できる - 原本は公証役場に保管されるため紛失・変造の心配がない
デメリット	- 不明確な内容になりやすい - 形式の不備で無効になりやすい - 紛失や偽造・変造、隠匿のおそれがある - 家庭裁判所での検認手続きが必要	- 費用がかかる - 証人が必要 ※成年者であることが必要で、推定相続人やその配偶者、ならびに直系血族等はない

<ご留意事項>

- 遺言サポートサービス(以下「本サービス」という)における遺言契約等の当事者となるのは、お客さまおよびお客さまのご家族等であり、当行は遺言契約等の当事者にはなりません。
- 本サービスにおける遺言契約等の内容について、当行は責任を負いません。
- 本サービス内容および本サービスにおいて当行がお客さまに提供した内容は、法令等の改正により変更となる場合がありますのでご了承ください。

この世界で。
この街で。
このじぶん。

YMfg



山口銀行

2025年6月13日現在